

社会資本整備審議会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
第 1 回議事要旨

日 時：平成 19 年 1 月 18 日(木) 10:00～12:20

場 所：虎ノ門パストラル ローレルの間

議事要旨：

①小委員会運営規則について

※「小委員会運営規則について」は、事務局案（資料 4）のとおり了承された。

②建設リサイクルに関するこれまでの取り組みについて

③平成 17 年度建設副産物実態調査結果について

嘉門委員長：第 1 回の委員会であるため、各委員の自己紹介を兼ねて意見・情報交換を行いたい。

石田委員：

- 建設リサイクルは、P D C A のサイクルが非常によく機能しており、P D C A のベストプラクティスと言える。今後は、これを引き続き強力に進めるとともに、強力に P R すべきである。
- これまでは搬出側に重点をおいた施策となっており、リサイクル材のマーケット整備、品質の保証、グリーン調達などの施策をより拡大し、搬入側（使う側）の P D C A サイクルを構築することが必要である。
- リサイクルの取り組みはコストアップ要因になりがちであり、コストアップを何でも容認してしまうとそこを狙った不適正な者が入りこむ可能性が高くなるので、十分注意が必要である。

出野委員：

- 平成 17 年度建設副産物実態調査の結果があるが、対象が公共工事や大規模な民間工事に偏ったものであるように感じており、正しい姿を表現できているのか疑問がある。
- 発注者及び元請業者の環境意識が向上し、「多少コストをかけてでも分別解体・再資源化を」という考え方も定着してきているが、全体とまではなっておらず、分別解体を行わない、適正処理を行わないということで法外な利益を得ることができてしまうのも事実である。99%がよくても残り 1%が不法投棄を行うことで、全体のイメージが崩れてしまっている。安値発注・安値受注の悪循環を断ち切る必要がある。
- 解体工事においては「廃棄物の処理」という部分はその半分を占めており、工事は国土交通省、廃棄物処理は環境省の所管となっている。建設リサイクルを推進していくためには、両省の連携をもっと図っていただきたい。
- 建設業法には「解体工事業」の区分がなく、「とび・土工工事業」など様々な業種が解

体工事を行っている。専門性を高め、リサイクルの質を向上するためにも、「解体工事業」の確立を切に願う。

- 廃棄物処理は排出事業者責任となっているが、自らが実施する場合には規制が緩いので、自社処理と称して不適正堆積している例が多い。この自社処理については誰も把握できないため、データに出てこない。

大塚委員：

- 建設リサイクル法の制定時に議論されたが時期尚早ということで保留になった以下の4点を再度検討すべきである。
- リサイクル率は順調に高まっているという説明であったが、リサイクルされた後の製品が本当にどの程度使われているのか疑問である。利用の促進という観点をもっと検討する必要がある。
- 発注者の責任が建設リサイクル法では明確になっていない。発注者の責任を明確にするためには、建築確認手続との連動などが抜本的な対策として考えられる。また、分別解体や再資源化をしにくい製品がリサイクルを阻害している面があるため、設計段階にまで反映させるよう、生産者へのシグナルを送る必要がある。
- 発生抑制に関する部分が盛り込まれていないが、住宅の長寿命化など具体的な施策が盛り込めないか検討する必要がある。
- 現在、再資源化等の完了報告は発注者までには行うこととなっているが、自治体への報告についても検討する必要がある。

後藤委員：

- 各々の会社がリサイクル率をより向上するためには、技術開発と用途開発が必要である。
- 不法投棄は排出事業者が実行者となっているケースが多い。ゼネコンなどの大手は排出事業者責任を認識しているが、下請業者などに対してまだ啓発が必要である。

崎田委員：

- 市民1人1人に対して、その立場になった時に適正なコスト負担が必要であるなど、建設リサイクルの仕組みをもっと理解していただくことが重要である。
- 発生抑制がもっと進むような取り組みを検討すべきである。
- リサイクル率が進んでいるものと、進んでいないものとのばらつきが見られるため、バランスの取れた取り組みが必要である。
- 例えば木材の分野ではバイオマス発電が盛んになってきており、森林の間伐材を有効利用しようとの動きもある。他産業での動向も見据え、国の全体像としての姿を考えた検討を行っていく必要がある。
- 電子マニフェストの普及を高めるという目標があるが、具体的にどのように誘導していくのか検討する必要がある。

佐藤委員：

- 推進計画2002以降、発注者の意識がどれくらい変わったのか、また、それが十分

か、を検証する必要がある。

- 建設産業は、他の産業と異なり、発注者、元請業者、下請業者などの特殊な重層構造となっており、適正なコスト負担や適正処理などをそれぞれの契約の中でどのように担保していくかが課題である。
- 市民の立場から見れば、建設工事途中の保管、積替保管、放置に不満が多いようである。
- 収集運搬の効率化と不法投棄の防止はセットである。収集運搬にコストがかかると、再委託がされ、不適正処理につながるという面がある。
- 建設汚泥と建設発生土については、需要と供給のバランスが重要であり、発生量に見合った需要が無いというのが根本的な問題である。これが人口減少・過疎化が進む山間部に投棄され、しわ寄せを生じさせないようにすることが重要な課題である。

米谷委員：

- リサイクルを進めていくためには、有害物の確実な除去が前提にある。第一の例がアスベストであり、事前調査が必要とされているが、現状として十分には実施されていないのではないかと感じる。低濃度PCBを含んだ電気機器についても、実際に事前調査するのは困難であり、今後リサイクルの障害となり得ると感じる。また、汚染土壌についても、土壌汚染対策法では極めて限定的なケースが対象となっており、全体としては汚染土壌をチェックする機能がないと言えるため、今後の課題と考える。
- 個別の品目について、仕上げ材の端材、梱包材など、現在は例示されていないものがターゲットになると考える。これらは、先進的な現場では分別がされているが、必ずしもその分別されたものがリサイクルにつながっているとは限らず、建設混合廃棄物とは別にして現場外に出せば十分と考えている者も多いのが事実である。今後、リサイクルをさらに進めていくためには、拡大生産者責任の視点から生産者・メーカーの責任強化を図ることが重要であり、現在新築工事の端材をメインに引き受けている広域認定制度について解体工事から排出された廃棄物もメーカーに引き取っていただける仕組みづくりを検討するとともに、設計・施工段階での易解体性を考慮していく必要がある。

村上委員：

- リサイクルを向上させるためには、有害物の除去が重要である。特にアスベスト含有建材は事前調査が極めて重要であり、その結果の記載を求めよう、建設リサイクル法の届出書式に反映すべきである。アスベスト含有建材が今から15～20年後に大量に発生する見込みであることを考慮すると、今から対応しておく必要がある。
- 発生抑制については、分別解体技術＝発生抑制技術と考えており、建設資材等に再度利用できるような分別解体することが発生抑制に繋がると考えている。
- 新築工事のリサイクルとしては、企画・設計段階からの取り組みが重要であると考えており、特に、建材工場でのプレカット化を推進し、端材の発生量を極力減らすように取り組んでいる。
- あるハウスメーカーでは、自社でリサイクルを行うこととして広域認定を受けているところもある。

- 個人的意見であるが、建設リサイクル法の届出について、より詳細な内容を求めるべきと考える。

細田委員：

- 議論の前提として、物質フローの実態を詳細に把握する必要がある。中間処理施設から後の行き先も含めて、どこに実際に流れているのかを整理していただきたい。
- 量と質の両面を分けて整理すべきである。量の面としては、発生土・建設汚泥について重点を置くべきであり、汚染土壌への対応も含めて施策を検討すべきである。質の面としては、例えば混合廃棄物はスーパーエコタウンの立派な施設にはなかなか行かず、安い処理単価の不適正な業者に流れ、その後のフローが把握できなくなってしまうというのが実態ではないか。
- 全てのリサイクルに共通する問題であるが、景気の変動に頑強なリサイクルシステムの構築が必要と考えている。現在、廃プラスチックはほとんどが中国へ輸出されており、良質なものが国内に回らないという状況にあるが、景気状況が変わると全く正反対の状況になってしまう。
- 法制度と市場経済の接点がうまくいっていない。広島高裁での建設汚泥の判決では県に廃棄物であるか否かの判断責任を求めた一方、フェロシルトの問題では県が認定した製品に問題が生じており、必ずしも統一されているとは言い難い。
- 建築基準法 51 条において、廃棄物処理施設は火葬場と同じ取り扱いとされているが、改善を強く求めたい。
- 言葉の定義として、発生抑制と排出抑制とは違うものを意味しているので、使い分けに注意していただきたい。

平田委員：

- 現在 98 の広域認定が出されているが、その約半分（41）は建材となっている。しかし、広域認定制度では、協業での共同回収・巡回回収は目的・趣旨が異なることから行えない状況にある。
- リサイクルを進めるために、各資材メーカーが MSDS（Material Safety Data Sheet）の共通化や開示をしてリサイクルに取り組もうとしているが、実際まだスタートを切れていない。
- 今後建設リサイクル法の特定建設資材の品目を増やす議論があるかもしれないが、排出事業者もかなり積極的に分別に取り組んでいる石膏ボード、塩化ビニル管・継手、壁紙、についても、特定建設資材にすればすぐにリサイクルが進むかということも必ずしもそのような状況にはない。
- アスベストの特別教育・作業主任者技能講習などの制度が新たにスタートしているが、建設労働者のうち実際に受けたのはほんのわずかではないか。このような状況で法整備を進めても、安心・安全が確立できるのか疑問である。中間処理施設においては、石綿含有のものが他のものと全く同じように破碎されているのが実態である。
- 例えば PP バンドだけを集めてそれを車止めにしてその現場で利用したという例があるが、これは排出事業者の分別に対する意識を高めるという面では、単にリサイクル品を用いましょうという取り組みよりは効果的と感じる。

高戸委員：

- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、現在は高いリサイクル率を保っているが、将来的には再生砕石の需要と供給のバランスが崩れるものと想定している。再生コンクリートとしての活用でこの問題はクリアできるであろうが、JISや品質基準が確定されていないこと、コストの面がクリアされていないこと、といったことから、その環境はまだ整っていないと認識している。
- 建設汚泥については、発生土に比べれば発生量自体が格段に少ないが、処理のためにかなりのコストがかかること、処理されたものを利用するに当たっての品質基準が確立していないこと、行政の担当者によって対応が異なること、といった問題がある。発生土も含めて需要先が広がるような取り組みをお願いしたい。
- 建設発生木材は受け皿の確保が必要だが、今後バイオマス発電で大量の木材チップが必要と予測されているが、供給が追いつかなくなる懸念があり、今後の方針について確立する必要がある。なお、資料の中で数値が矛盾している部分があり、確認していただきたい。
- 中小企業における分別は一部不徹底なところが多いのが実態である。
- 今後、解体工事が急増することが予想されるが、特に解体工事から発生する廃石膏ボードの引き取り先がなかなか見つからないのが問題である。石膏ボードやプラスチックなどの仕上げ材を特定建設資材に加えることも考慮すべきである。
- 今後石綿含有建材が大量に発生することとなり、レベル3の処理として建設現場から最終処分場に直接搬出しなければならなくなるが、現体制のままでは運搬が極めて非効率であるため、何らかの対策が必要である。
- 公共工事が減少している現状の中、建設リサイクルを推進していくためには、民間工事も含めた仕組み作りが重要であり、メーカー、ゼネコン、解体業者、設計事務所など関係者の連携が必要であり、特に品質基準の確立を望みたい。

杉山委員：

- 不法投棄の問題については、実際には何年も昔のものが今になって発見されているものであるため、そもそも現在不法投棄がどれだけ発生しているのか不明な点もあるが、約9割が建設廃棄物というのはあまりにもイメージが悪い。不法投棄がなぜ起こるのか、業界としての構造上の問題がないのか、どうしたら無くせるのか、についてしっかりと分析し、モニタリング制度の導入を検討する必要がある。
- 廃プラスチックが中国へ流出しているという話があったが、その他の再生資源も含めて、海外にどのように流れているのかなどマテリアルフローを整理する必要がある。
- 発生抑制について、例えば道路の長寿命化の取り組みなども実際には行われているのであろうが、こういった取り組みについてPRが必要である。
- 今後、排水性アスファルトの発生量の増加が予想されており、そのリサイクルが現段階では困難ということだが、一度限りのリサイクルでは不十分であり、持続可能な社会を目指すためにも今後技術開発が必要である。
- 例えば分別解体している工事現場の見学会を小学生の教育の一環として開催するなど、建設リサイクルの取り組みをもっとPRすべきである。

古市委員：

- 建設リサイクルの分野は大変幅が広いとため、全てを網羅して議論することは困難であり、リサイクル率が低迷している品目を重点的な検討対象とする等、メリハリをつけて議論する必要がある。
- リサイクルは、需要と供給のアンバランスの中で、インプット、アウトプット、その変換といった部分をいかにシステム化できるか検討していく必要がある。
- マテリアルフローの把握・管理が重要である。そういった意味でも電子マニフェストの普及は極めて有効である。

三本委員（欠席）：

- 今後特に対策が急がれる品目としては、非飛散性アスベスト建材、石膏ボード、建設汚泥であり、それぞれの状況を考慮して対策を立てる必要がある。
- リサイクルのための高い技術を持っていても、コスト比較によりリサイクルの原料となり得るものが最終処分場へ流れている現状もある。リサイクル事業を育てるという取り組みが必要である。
- 建設廃棄物は、木くず、廃プラスチックなど比重の小さいものが多く、その輸送に当たっては二酸化炭素の大量排出という問題につながる。しかし、廃棄物処理法の規制により中継点など高度な輸送システムが構築できず、非効率な輸送となってしまうっており、地球温暖化防止という観点からも効率的な輸送形態の構築が求められる。

野城委員（欠席）：

- リサイクルは地域、国単位で資源生産性・環境効率を向上させるための手段であり、場合によっては汚染の分散・拡大防止の観点からリサイクルよりも一定の管理の下で最終処分した方が合理的な場合もある。また、トレーサビリティを向上させるため、GPS、電子マニフェストなどを統合的に活用した物流モニタリングシステムを構築する必要がある。
- 静脈ロジスティクスを予測・計画・マネジメントするためのシミュレーションシステムの構築が必要である。
- 建設産業という枠にとらわれず、他産業を含めたマクロマテリアルフローの構築が必要である。

嘉門委員長：

- 循環型社会の構築に当たっては、地球環境問題の一環であることを認識し、低コスト、低環境負荷といった点に配慮しながら進めていかなければいけない。
- 本日、各委員から意見や課題提起が出されたので事務局で整理していただき、今後の議論をどのように絞り込んでいくかも含めて次回の委員会で議論したい。

④今後のスケジュールについて

※次回「第2回委員会」は、3月15日（木）10：00～12：00に開催する。

以上